



高知県産木材を使用した住宅のための補助金
 “ここの木の住まいづくり助成事業”があります！

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの居住を目的として県内に建築される住宅を取得する者（個人に限る。） ・県内に自ら所有し、かつ居住する住宅のリフォームを行う者（個人に限る。） ※県税の滞納がない者に限る。※賃貸を目的とするものを除く。
対象の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県内に建築する住宅（一部非木造混構造含） ・高知県内に存在する既存住宅（一部非木造混構造含） ・内装木質化をする高知県内の住宅（非木造含）
補助の条件	<ol style="list-style-type: none"> ①新築、増築の場合は、基本部位の80%以上に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ②リフォームの場合は、リフォーム工事部分に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ③内装木質化の場合は、内装化粧仕上材に高知県内産乾燥木材を使用すること。 ④新築、増築の場合は「瑕疵担保責任保険加入住宅」であること。 ⑤住宅の引渡前、またはリフォーム工事完了前に申込を行うこと。
助成額	<ol style="list-style-type: none"> ①基本部位、その他の部位 高知県内産JAS製材品の使用量1m³当たり20,000円 高知県内産乾燥木材の使用量1m³当たり11,000円 ②内装化粧仕上材 高知県内産乾燥木材の使用面積1m²当たり2,000円 ③長期優良認定住宅の場合は、1棟あたり10万円を加算 ④児童手当を受ける児童が2人以上いる場合は、②で算出された金額を加算 <p>※①～④の合計の上限は80万円</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域型住宅グリーン化事業」等との併用は可能。 ※地域型補助（地域材加算）を受ける場合を除く。 ・新築住宅工事の場合の子育てエコホーム支援事業との併用は不可。リフォーム住宅工事の場合の子育てエコホーム支援事業及び先進的窓リノベ事業との併用は、要相談。 ・補助対象経費が区分できる場合は、住宅耐震化促進事業や市町村事業と併用可能。 ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金は、契約書と工期をここの木の住まいづくり助成事業と分けるなど要件あり、要相談。